

薬生食輸発0301第1号  
令和4年3月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

#### トルコ産グレープフルーツの取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、トルコ産生鮮グレープフルーツから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

#### 記

1. OZLER TARIM URUNLERI URETIM PAZ. SAN. VE TIC A. Sにおいて包装され、輸出されたトルコ産グレープフルーツについて、今後、輸入の届出があった場合は、輸入者に対し、イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以降、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導すること。
2. その他の場合にあっては、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：令和4年2月28日付け薬生食輸発0228第2号）に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。